

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンターの使用料の減免	
根拠条例等・条項	堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例 第9条第4項	
所 管 課	スポーツ 部 (指定管理者)	スポーツ施設課
審 査 基 準	<p>(根拠条文) 市長は、特別の理由があると認めるときは、施設及び附属設備等の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(基準) ○条例第9条第4項の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。 (1) 本市又は条例第14条の規定によりセンターの管理を行う指定管理者が主催する行事のために使用する場合 全額又は半額 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が公益上特にその必要があると認める場合 全額又は半額</p> <p style="text-align: center;">(堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例施行規則第14条第1項)</p>	
標準処理期間	標準処理期間	7日(または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。)
	標準処理期間を設定できない理由	